

店頭有価証券に関する規則 (平17. 3.15)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、店頭有価証券(第 2 条第 5 号に規定するグリーンシート銘柄及び第 2 条第 6 号に規定するフェニックス銘柄(以下「グリーンシート銘柄等」という。))を除く。第 2 条及び第 5 条を除いて、以下同じ。)の店頭取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 店頭有価証券

我が国の法人が国内において発行する取引所金融商品市場に上場されていない株券(特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を含む。以下同じ。)、新株予約権証券及び新株予約権付社債券をいう。

2 店頭取引

会員が自己又は他人の計算において行う店頭有価証券の売買その他の取引をいう。

3 会社内容説明書

第 5 条の要件を満たした、会員並びに当該会員が金融商品仲介業務(定款第 3 条第 9 号に規定する金融商品仲介業に係る業務をいう。以下同じ。)の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者が投資勧誘を行う際の説明用資料をいう。

4 店頭取扱有価証券

店頭有価証券のうち、次のいずれかに該当する発行会社が発行する株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券(以下「株券等」という。)をいう。

イ 金融商品取引法(以下「金商法」という。)第 24 条第 1 項の規定に基づき有価証券報告書を提出しなければならない発行会社(当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書又は有価証券届出書に含まれるすべての財務諸表及び連結財務諸表について、総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。)

ロ 金商法第 24 条第 1 項の規定に基づき有価証券報告書を提出しなければならない発行会社(金融商品取引所により上場廃止とされた株券及び新株予約権付社債券の発行会社であり、かつ、当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書又は有価証券届出書に含まれる直前事業年度の財務諸表及び連結財務諸表について総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。)

ハ 第 5 条第 1 号から第 4 号までに掲げる要件を満たす会社内容説明書を作成している発行会社

ニ 第 5 条第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に掲げる要件を満たす会社内容説明書を作成している発行会社

5 グリーンシート銘柄

店頭取扱有価証券のうち、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」(以下「グリーンシート等規則」という。)第 2 条第 5 号に規定するグリーンシート銘柄をいう。

6 フェニックス銘柄

店頭取扱有価証券のうち、グリーンシート等規則第2条第6号に規定するフェニックス銘柄をいう。

第2章 投資勧誘の禁止とその特例

(店頭有価証券の投資勧誘の禁止)

第3条 協会員は、次条、第6条及び第8条の規定による場合を除き、店頭有価証券については、顧客に対し、投資勧誘を行ってはならない。

(店頭有価証券の適格機関投資家に対する投資勧誘)

第4条 協会員が適格機関投資家(金商法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。)に対して投資勧誘を行うことができる店頭有価証券は、取得した店頭有価証券に譲渡制限を付すことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うものでなければならない。

2 前項の譲渡制限は、次に掲げる者については、それぞれ次のとおりとする。

1 投資勧誘が金商法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当するものである場合(発行の際の投資勧誘がこれに該当するものであった店頭有価証券の投資勧誘を行う場合を含む。)の当該投資勧誘の相手方である適格機関投資家

金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第1条の4に定める要件に合致すること。

2 投資勧誘が金商法第2条第4項第2号イに掲げる場合に該当するものである場合(投資勧誘がこれらに該当するものであった店頭有価証券の投資勧誘を行う場合を含む。)の当該投資勧誘の相手方である適格機関投資家

金商法施行令第1条の7の4に定める要件に合致すること。

3 取得勧誘の相手方である適格機関投資家が金商法施行令第1条の4に定める条件に合致することにより、金商法施行令第1条の5の人数の計算から当該適格機関投資家を除いた結果、当該取得勧誘が金商法第2条第3項第2号ハに掲げる場合に該当するものである場合の当該適格機関投資家及び発行の際の投資勧誘がこれに該当するものであった店頭有価証券の投資勧誘の相手方である適格機関投資家

金商法施行令第1条の4に定める要件に合致すること。

4 金商法第2条第4項に規定する売付け勧誘等の相手方である適格機関投資家が金商法施行令第1条の7の4に定める条件に合致することにより、金商法施行令第1条の8の人数の計算から当該適格機関投資家を除いた結果、当該売付け勧誘等が金商法第2条第4項第2号ハに掲げる場合に該当するものである場合の当該適格機関投資家及び売付け勧誘等がこれに該当するものであった店頭有価証券の投資勧誘の相手方である適格機関投資家

金商法施行令第1条の7の4に定める要件に合致すること。

5 前4号に掲げる者以外の適格機関投資家

当該店頭有価証券の取引所金融商品市場への上場、グリーンシート銘柄としての指定又はその取得の日以後2年間を経過する日のいずれか早い日の前日まで、適格機関投資家以外の者に譲渡してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に協会員が認めるときはこの限りでない。

イ 取得者がその経営の著しい不振により取得した店頭有価証券を譲渡する場合

ロ その他社会通念上やむを得ないと認められる場合

3 前項第5号に掲げる内容の譲渡制限を付す場合は、当該協会員及び投資勧誘の相手方である顧客の間で当該内容を含む契約を締結しなければならない。

(会社内容説明書の要件)

第 5 条 会社内容説明書は、発行会社において作成するものとし、第 1 号から第 4 号までに掲げる要件又は第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に掲げる要件を満たしたものとする。

1 店頭有価証券が株券等 (上場有価証券の発行会社が発行する取引所金融商品市場に上場されていないものを除く。) である場合は、企業内容等の開示に関する内閣府令に定める有価証券報告書のうち「企業情報」の記載事項に準拠して記載されていること。ただし、財務諸表及び連結財務諸表については、当該店頭有価証券の発行会社が第 2 条第 4 号イの規定に該当せず、かつ、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。

イ 発行会社が設立後 2 事業年度未満である場合 第 1 期の財務諸表又は連結財務諸表並びに事業計画の概要及びその実現性等が記載されていること。

ロ 発行会社が設立後 2 事業年度以上である場合 次の 又は のいずれかが記載されていること。

直前 2 事業年度の財務諸表又は連結財務諸表

直前事業年度の財務諸表又は連結財務諸表並びに事業計画の概要及びその実現性等

2 店頭有価証券が上場有価証券の発行会社が発行する取引所金融商品市場に上場されていない株券等である場合は、次に掲げる事項が記載されていること。なお、二に掲げる事項に代えて、当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書を記載することを妨げない。

イ 当該株券等の概要

ロ 当該発行会社が発行する上場株券とは異なる特徴

ハ 当該株券等に投資するに当たってのリスク

ニ 当該発行会社に関する情報は E D I N E T (金商法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システムをいう。) を参照すべき旨

ホ その他当該店頭有価証券についての説明に必要と認められる事項

3 財務諸表及び連結財務諸表が金商法第 193 条に規定する内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法又は計算書類等が「会社計算規則」に準拠して記載されていること。

4 財務諸表及び連結財務諸表について公認会計士又は監査法人により金商法に準ずる監査が行われ、又は計算書類等について会社法に基づく会計監査人による監査若しくはこれに準じる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が、記載されている財務諸表若しくは連結財務諸表又は計算書類等に添付されていること。

5 金融商品取引所により上場廃止とされた株券及び新株予約権付社債券の発行会社であり、かつ、直前事業年度の財務諸表及び連結財務諸表について公認会計士又は監査法人により金商法に準ずる監査が行われ、又は計算書類等について会社法に基づく会計監査人による監査若しくはこれに準じる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が、記載されている財務諸表若しくは連結財務諸表又は計算書類等に添付されていること。

(店頭取扱有価証券の投資勧誘)

第 6 条 協会員が募集、売出し (金商法第 13 条第 1 項の規定により目論見書を作成しなければならないものに限る。以下この項において同じ。) 私募若しくは私売出し (金商法第 2 条第 4 項第 2 号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。以下同じ。) (以下「募集等」という。) の取扱い又は売出し若しくは私売出し (以下「募集等の取扱い等」という。) に際して適格機関投資家以外の顧客に対して投資勧誘を行うことができる店頭取扱有価証券 (グリーンシート銘柄及び第 2 条第 4 号ロ又は二に該当する店頭取扱有価証

券を除く。以下同じ。)は、当該募集等で取得した店頭取扱有価証券に譲渡制限を付すことを条件として投資勧誘を行うものであり、当該協会から本協会に届出があり、かつ、本協会が適当であると認めたものでなければならない。

2 前項の譲渡制限は、当該店頭有価証券の取引所金融商品市場への上場、グリーンシート銘柄としての指定又はその取得の日以後2年間を経過する日のいずれか早い日の前日まで、適格機関投資家以外に譲渡してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に協会が認めるときはこの限りでない。

1 取得者がその経営の著しい不振により取得した店頭有価証券を譲渡する場合

2 その他社会通念上やむを得ないと認められる場合

3 前項に掲げる内容の譲渡制限を付す場合は、当該協会、当該店頭有価証券の発行会社及び投資勧誘の相手方である顧客の間で当該内容を含む契約を締結しなければならない。

4 第1項の届出は、当該募集等の取扱い等を開始する日の5営業日前までに、所定の様式により、本協会に対し行わなければならない。なお、金融商品仲介業務として募集等の取扱い等を行う場合の特別会員による届出は、当該特別会員に当該金融商品仲介業務の委託を行う会員が当該特別会員について併せて届出を行うことで足りる。

(譲渡制限付き店頭取扱有価証券の投資勧誘)

第7条 協会は、金商法第13条及び第15条第2項の規定により目論見書を作成及び交付をしなければならない店頭取扱有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを第6条の規定により行うに際しては、顧客に対し、法令の定めに従って当該目論見書を交付した上で、当該店頭取扱有価証券及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。

2 協会は、金商法第13条及び第15条第2項の規定による目論見書の作成及び交付を要しない店頭取扱有価証券(上場有価証券の発行会社が発行する取引所金融商品市場に上場されていないものを除く。以下この項において同じ。)の募集等の取扱い等を第6条の規定により行うに際しては、顧客に対し、有価証券報告書又は第5条に規定する記載内容に加え、当該募集等を行う当該店頭取扱有価証券の証券情報を「企業内容等の開示に関する内閣府令」に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して追記した会社内容説明書を用いて、当該店頭取扱有価証券及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。

3 協会は、金商法第13条及び第15条第2項の規定による目論見書の作成及び交付を要しない店頭取扱有価証券(上場有価証券の発行会社が発行する取引所金融商品市場に上場されていないものに限る。以下この項において同じ。)の募集等の取扱い等を第6条の規定により行うに際しては、顧客に対し、第5条に規定する記載内容の会社内容説明書を用いて、当該店頭取扱有価証券の内容を十分説明しなければならない。ただし、顧客から当該発行会社に関する情報についての説明を求められた場合は、併せて、当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書を用いて、当該発行会社の内容を十分説明しなければならない。

4 協会は、第6条の規定により投資勧誘を行った結果、店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客(特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)を除く。以下この項及び次項において同じ。)に対し、店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を徴求し、その写しを当該顧客に交付しなければならない。

5 協会は、第6条の規定により投資勧誘を行った結果、顧客から店頭取扱有価証券の取引の注文を受ける

際は、その都度、当該有価証券が店頭取扱有価証券であることを明示しなければならない。

- 6 協会員は、第1項及び第2項に規定する店頭取扱有価証券の募集等の取扱い等を行う場合には、当該募集等に係る有価証券届出書、目論見書又は会社内容説明書を取扱部店（当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者の部店を含む。）に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。

（上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘）

- 第8条 協会員は、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘（売出しに該当するもののうち、金商法第13条及び第15条第2項の規定による目論見書の作成及び交付をしなければならない場合を除く。以下この条において同じ。）を行おうとする場合には、第5条第2号イからホに掲げる事項を記載した説明書（以下「証券情報等説明書」という。）を作成し、当該店頭取扱有価証券の投資勧誘を行おうとする顧客（特定投資家及びこれに相当する外国の法人その他の団体を除く。以下この条において同じ。）に対し、交付するとともに、その内容について十分説明しなければならない。

- 2 協会員は、第1項の規定により投資勧誘を行った結果、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客に対し、当該店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において、当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を徴求し、その写しを当該顧客に交付しなければならない。

- 3 協会員は、第1項の規定により投資勧誘を行った結果、顧客が買付けた上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券について保管の委託を受けるものとする。ただし、当該店頭取扱有価証券の発行会社が内閣総理大臣に当該店頭取扱有価証券に係る有価証券届出書を提出している場合はこの限りでない。

- 4 協会員は、第1項の規定により投資勧誘を行った結果、顧客から上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引の注文を受ける際は、その都度、当該有価証券が上場有価証券の発行会社が発行する店頭取扱有価証券であることを明示しなければならない。

第3章 店頭有価証券の売買等

（自己売買）

- 第9条 会員は、店頭有価証券について自己の計算による売買（以下「自己売買」という。）を行う場合においては、公正な価格形成及び経営の健全性を損なうことのないよう留意するものとする。

（共同計算の取引）

- 第10条 会員は、他の会員又は顧客と共同計算による店頭取引（グリーンシート銘柄等の店頭取引を除く。以下同じ。）を行ってはならない。

（不正な手段を用いた店頭取引の禁止）

- 第11条 会員は、仮装売買、馴合い売買等の不正な手段を用いて店頭取引を行ってはならない。

（過当の取引）

- 第12条 会員は、店頭有価証券については、自己又は関係会社等の計算において、自己の資力又は当該店頭有価証券の取引状況に比し、過当とみられる店頭取引を行ってはならない。

（買あおり又は売崩し）

- 第13条 会員は、店頭有価証券について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を仮装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順次に気配若しくは売買価格を高くして買付けを行い又は順次に気配若しくは売買価格を低くして売付けを行う等の行為を行ってはならない。

(成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止)

第 14 条 協会員は、店頭有価証券については成行注文を受けてはならない。

2 協会員は、店頭有価証券については信用取引(協会員が信用の供与を受けて行う売買を含む。)を行ってはならない。

3 協会員は、未発行店頭有価証券については店頭取引を行ってはならない。

(会員間の売買の制限)

第 15 条 会員は、第 4 条、第 6 条及び第 8 条の規定により投資勧誘を行うものを除き、店頭有価証券については、会員間の流通を目的とする店頭取引を行ってはならない。

(上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の売買報告等)

第 16 条 会員は、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券について店頭取引を行ったときは、その旨を当該店頭取引を行った日の属する月の翌月の15日(当日が休業日の場合は、翌営業日)までに、所定の様式により本協会に報告しなければならない。

2 本協会は、前項の規定により会員から報告を受けた内容について定期的に公表する。

3 本協会は、売買管理上必要があると認めるときは、会員に店頭取引の状況について報告を求めることができる。

(店頭有価証券の価格情報の責任の所在等の明示)

第 17 条 会員は、店頭有価証券の売買価格等の情報(以下「価格等情報」という。)を提示する場合は、いかなる媒体の利用を問わず、当該価格等情報と併せて会員名、取扱部店名(当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者の部店を含む。)及び当該価格等情報の提示日並びに当該価格等情報は売り気配又は買い気配ではない旨を明示しなければならない。

第 4 章 雑 則

(電磁的方法による交付等)

第 18 条 協会員は、第 7 条第 4 項に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写し、第 8 条第 1 項に規定する証券情報等説明書及び同条第 2 項に規定する上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写しの交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則(以下「書面電磁的提供等規則」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。

2 協会員は、第 7 条第 4 項に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書及び第 8 条第 2 項に規定する上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。

(金融商品仲介業者に対する指導及び監督)

第 19 条 会員は、委託先の金融商品仲介業者に対し、第 3 条、第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 6 条第 1 項及び第 2 項、第 7 条第 1 項から第 3 項及び第 5 項、第 6 項並びに第 8 条第 1 項及び第 4 項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。

付 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において施行されていた「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第2号。以下「旧公正慣習規則第2号」という。)第15条及び第18条の規定により開始した募集等の取扱い等については、引き続き、旧公正慣習規則第2号の当該規定を適用する。
- 3 この規則の施行日の前日において旧公正慣習規則第2号第4章の規定によりリージョナルに区分するグリーンシート銘柄として指定されていた店頭取扱有価証券の取扱会員として指定されていた会員及び当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、当分の間、この規則の規定にかかわらず、限定的な投資勧誘(投資勧誘なしに顧客から受けた買い又は売りの注文に対応する売り又は買いの投資勧誘をいう。次項において同じ。)を行うことができる。
- 4 前項の限定的な投資勧誘を行う場合、旧公正慣習規則第2号第34条第2項及び第35条から第37条までの規定を適用する。この場合において、「グリーンシート銘柄」とあるのは「旧公正慣習規則第2号によりリージョナルに区分するグリーンシート銘柄として指定されていた店頭取扱有価証券」と読み替えるものとする。

付 則(平18. 3.14)

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

(注)改正条項は次のとおりである。

第3条を改正。

第6条第1項を改正。

第7条を削り、第8条を第7条に繰り上げる。

第7条第4項を新設し、同条第4項、第5項を1項ずつ繰り下げ、第5項を改正。

第8条を新設。

第16条第3項新設。

第18条第1項及び第2項を改正。

第19条を改正。

付 則(平18. 4.18)

- 1 この改正は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 施行日前において、旧商法の規定により発行された新株引受権証券については、会社法の規定により発行された新株予約権証券とみなす。

(注)改正条項は次のとおりである。

第2条第1項第1号及び第4号を改正。

第5条第1項第3号及び第4号を改正。

第8条第3項及び第4項を改正。

付 則(平19. 9.18)

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注)1 本規則を「公正慣習規則」から「自主規制規則」に改める。

2 改正条項は、次のとおりである。

第2条第1項第1号、第3号、第4号イ及び第5号、第4条第1項及び第2項、第6条第2項及び第4項、

第7条第1項から第4項及び第6項、第8条第1項から第3項、第11条、第14条第1項、第15条、第17条、第18条、第19条を改正。

第16条第1項を改正、第2項を新設、旧第2項を第3項に繰り下げ、旧第3項を削る。

付 則(平20. 2.19)

この改正は、平成20年3月31日から施行する。

(注)改正条項は、次のとおりである。

第1条、第2条第4号イを改正、ロを新設し、旧ロを改正するとともに八に繰り下げ、二を新設、第5号を改正し、第6号を新設。

第5条本文、第1号、第3号及び第4号を改正し、第5号を新設。

第6条第1項、第10条を改正。

付 則(平20.12. 9)

この改正は、平成20年12月12日から施行する。

(注)改正条項は、次のとおりである。

第4条第2項第2号を改正。

付 則(平22. 3.16)

1 この改正は、平成22年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この改正の改正後の第4条第2項第1号及び第4号、第6条第1項並びに第8条第1項の規定は、施行日以後に開始する投資勧誘について適用し、施行日前に開始した投資勧誘については、なお従前の例による。

(注)改正条項は次のとおりである。

第4条第2項旧第2号及び旧第3号を第3号及び第5号に繰り下げ、第2号及び第4号を新設し、第5号及び第3項を改正。

第6条第1項及び第2項本文を改正。

第7条第4項を改正。

第8条第1項を改正。